

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第299号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築工事
No	質疑事項	回 答	
1	2019年10月1日に消費税率が10%に改正されるため本工事の工事請負契約に係る消費税率も10%になると考えられます。公告文の入札方法等では「落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする」と記載があります。これは本工事の工事請負契約に適用する消費税率を8%とするということでしょうか。その場合、改正消費税率10%と契約に係る消費税率8%の差額についてはどのように取り扱われるのでしょうか。	本工事の契約締結時は、全期間を現行の消費税率8%で計算したもので契約手続きを行います。令和元年(2019年)10月1日から消費税率が10%に改正された場合、監督職員と協議の上、全期間を消費税率10%を適用とする変更契約を行う予定です。	
2	共通仮設費率及び現場管理費率の算定におけるT(工期)は何ヶ月で設定されているのでしょうか。ご教示をお願いします。	共通仮設費率及び現場管理費率の算定におけるT(工期)については回答できません。	
3	現在、社会情勢により杭、鉄骨及び高力ボルト、押出成形セメント版等の需給が逼迫しており、現時点で納期の見通しを立てることが困難な状況です。納期は着工後、一定の手続きを経て発注した段階で確定しますが、本工事の工程に対応した期日の納期とならず、契約工期内の完成が不可能になる事態が生じる恐れがあります。その場合、不可抗力を事由とした工期の延長をすることは可能でしょうか。その取り扱いについてご教示ください。	工期内で天候の不良、不可抗力により施工条件に大きな変動がある場合は協議を行ってまいります。現時点では工期の延長は考えておりません。	
4	(A-009) 工事検査及び技術検査 完成図等 「2020年11月より新設プールの引越し・運用準備を行う予定」との記載があります。既存プールの解体工事着手はこの引越しが完了してからとなるのでしょうか。その場合、解体・外構工事期間が4ヶ月程度となり非常に厳しい工程となります。具体的な既存プール着手可能時期をご教示下さい。	解体工事着手はこの引越しが完了してからとなり、着手可能時期は2020年12月からを予定しております。	

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第299号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築工事
No	質疑事項	回 答	
5	(K201)③章 解体施工 ⑨事前調査 土壌汚染、水質汚染の事前調査を行うと記載がありますが、請負者で改めてサンプリング等の調査を行うということで宜しいでしょうか。調査が必要な場合は、具体的調査範囲、内容等をご指示下さい。	土壌汚染の調査結果は別添の土壌調査結果図によるものとし、土壌汚染・水質汚染の事前調査は不要とします。ただし、工事の排水については、除害設備を設け、砒素、ふっ素、浮遊物質、pHに関して下水道法の規定に基づく下水排除基準内であることを確認する必要があります。工事内容としては、搬出車両通路は鉄板敷き養生、搬出車両の洗浄設備設置、揚水及び湧水はノッチタンクを設け土粒子を除去し、水質確認を行うことを想定しており、協議により必要となる仮設等の費用は、本工事に含むものとします。	
6	(K201)⑥章 アスベスト含有建材の除去等 ①施工調査 アスベストの施工調査を事前調査対象箇所について行うとありますが、請負者にて改めて調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。実施の必要がある場合、アスベスト含有材の分析調査の対象数をご指示下さい。	図面番号K-201解体工事特記仕様書に記載のとおり、煙突用断熱材・アスファルト防水・石綿セメントけい酸カルシウム板・床暖房用の保温材・パッキン・クーリングタワーを各1検体以上とします。	
7	(A002・A010・K201) 建設発生土の処理 建設発生土の処理はA002・K201図には構外搬出適切処理とあり、A010図 解体撤去工事の残土処分では、すべて公共処分地に場外処分するとあります。構外搬出適切処理(自由処分)と考えてよろしいでしょうか。	図面番号A-009に記載の通り、すべて公共処分場にて処分することとします。	
8	(A002)土工事埋戻しの仕様がA種・B種(掘削土転用)とあり、参考数量書ではB種(掘削土転用)とありますが、仮囲い内で掘削土約1500㎡の仮置き場所の確保が困難と考えられます。公園敷地内の他の場所で仮置き場所を設けていただくことは可能でしょうか。または、掘削土を一旦敷地外に設けた協力会社等の仮置き場で保管した後、再搬入し埋戻しすること、埋戻し土をC種他現場流用良質土に仕様変更することは可能でしょうか。	掘削土の仮置き場所は仮囲い内で設けることとします。ただし、やむを得ず他の仮置き場所が必要な場合は、監督職員の承諾を得た上で、受注者にて公園敷地外で確保するものとしますが、その費用は本工事に含むものとします。 なお、埋め戻し土をC種に変更することは不可とします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第299号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築工事
No	質疑事項	回 答	
9	(A014・A015) 工事用水道は単独で引き込みをするよう指示ありますが、既存水道から分岐して工事用メーターを設置する方法による引き込みは可能でしょうか。	図面番号A-009に記載のとおり、工事用水道は単独で引き込みをすることとします。	
10	参考数量書の解体工事・既成杭の引き抜き明細に、場所打杭φ600 L=14.6m 2本の記載がありますが、解体工事設計図書では、当該杭の記載がありません。場所打杭φ600の引き抜きの要否についてご指示下さい。また引き抜きが必要な場合、工法は引抜工法ではなく破碎工法と考えれば宜しいでしょうか。	場所打杭φ600、2本の引抜は行うこととし、当該杭は別添の解体場所打杭図によるものとします。破碎工法は杭ガラが地中に残ってしまう恐れがあるため不可とし、ケーシングを打ち込み、杭と周辺地盤の絶縁を行った上で杭を引き抜く引抜工法等、杭を確実に撤去できるような工法で施工することとします。	
11	解体工事の空調換気設備、アスベスト撤去でダクト接続用パッキン撤去が必要かと思われませんが、設計図書では項目、数量等について記載がありません。サイズ・数量等、詳細についてご提示願います。	図面番号M-004解体特記仕様書(追記事項)(石綿除去工事)のダクトパッキン表に記載の通りとします。	
12	(K201・A010) 解体工事に係る養生足場の防音材が下記のように相違しています。いずれを正とするのでしょうか。ご指示願います。 ・K201 ②章 仮設工事 ②騒音・粉塵等の対策 = 防音パネル ③章 解体施工 ⑦振動・騒音対策 = 防音シート ・A010 10.解体撤去工事 = 防音シート	防音シートを正とします。	

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第299号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築工事
No	質疑事項		回 答
13	<p>(A002) 仮設工事において監督職員事務所を設けるとあり、詳細は特記仕様書(9)、規模及び仕上げの程度は現場説明書によると記載がありますが、特記仕様書(9)が存在せず、現場説明書にも詳細の記載がありません。規模、備品の詳細等をご指示願います。キングファイルや保管BOX等も含めた消耗品等の費用負担についてもご指示ください。</p>		<p>監督職員事務所は現場事務所内に20㎡程度(建築・電気・機械共同で使用)独立したもの、原則上履き使用、流し台・打合せ用会議スペース・工事用看板を設置することとします。備品は事務用消耗品、OA機器等の事務用備品等を監督職員と協議の上、受注者の負担にて用意することとします。</p>
14	<p>(A051) AW-1のFIXガラスのW3600が製作最大寸法W3500を超えておりますので、2分割で計上してよろしいでしょうか。両側の片引き戸のサイズを大きくしてW3500に置き換えて計上したほうがよろしいでしょうか。</p>		<p>両側の片引き戸のサイズを大きくしてFIX部W=3500ととします。</p>
15	<p>(A046) 天井伏図(1)において、D不燃バスリブの記載がとありますが、仕様等が不明です。参考メーカー・品番のご指示をお願いいたします。また下地は高耐食性の材料(スーパーダイマ等)での仕様と考えれば宜しいでしょうか。</p>		<p>図面番号A046天井伏図(1)D不燃バスリブの仕様は、フクビ化学工業(株)「バスパネル不燃リブ200」同等品以上とし、下地は高耐食性のものとします。</p>
16	<p>(A023・A037・A042・A065) 1階ホール受付カウンターについて図面内に仕上げ等の表記が見当たりません。面材等の仕様・詳細をご指示をお願いします。</p>		<p>図面番号A-065部分詳細図(8)「受付カウンター」に記載の通りとします。</p>

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第299号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築工事
No	質疑事項		回 答
17	<p>(A037・A039・A041・A042・A043・A044・A060) 1・2階のトイレ内の洗面カウンター・手洗カウンターについて、平面詳細図・展開図では楕円形ボール及び角型ボールの記載がありますが、A060の部分詳細図では図示が楕円形ボールのみで角型ボールの記載がありません。角形ボールの仕様について下部収納の有無も含めた詳細をご指示をお願いします。</p>		<p>図面番号A037平面詳細図(1)、図面番号A039平面詳細図(3)、図面番号A041展開図(1)～図面番号A044展開図(4)に記載の1・2階のトイレ内洗面カウンター・手洗カウンターは、全て図面番号A060部分詳細図(3)洗面カウンターの楕円形ボールとします。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp